


所管部課	学校教育部 教育指導課	部長	田村 美砂		
件名	(仮称)東大和市いじめ防止対策推進条例の骨子に対するパブリックコメントの実施について		区分		
関係事項	条例規則	(仮称)東大和市いじめ防止対策推進条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(仮称)東大和市いじめ防止対策推進条例については、令和元年第4回市議会定例会での議案提出に向けて準備を進めている。</p> <p>ここで、条例の骨子がまとまったことから、東大和市パブリックコメント実施要綱に基づき、パブリックコメントを実施するものである。</p> <p>(1) 主な内容 (仮称)東大和市いじめ防止対策推進条例の骨子に対するパブリックコメントを実施する。</p> <p>(2) 意見提出期間 令和元年8月1日(木)から令和元年9月2日(月)まで</p> <p>(3) 影響及び効果 (仮称)東大和市いじめ防止対策推進条例の制定にあたり、市民の意見を聴取することができる。また、意見によっては条例に反映することができる。</p>					
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成31年第1回市議会定例会における市長施政方針において、いじめ防止等の条例の制定の検討を表明</p>					
<p>3. 留意事項(問題点等)</p> <p>(仮称)東大和市いじめ防止対策推進条例の骨子については、令和元年7月30日に開催される市議会全員協議会で説明予定である。</p>					
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議終了後、パブリックコメントの実施に向けて、手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。